

重要事項説明書
(指定訪問看護事業)

田主丸訪問看護ステーション

田主丸訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 事業者の概要

名称	社会医療法人 聖峰会
代表者名	理事長 鬼塚 一郎
所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2

2. 訪問看護の概要

(1) 事業所名称

事業所名	田主丸訪問看護ステーション
所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分
管理者	1 名	常勤職員
看護師（管理者含む）	4 名	常勤職員（4 名）非常勤職員（0 名）
理学療法士	2 名	常勤職員（2 名）非常勤職員（0 名）

管理者は、ステーションの従業員の管理、及び指定訪問看護・指定介護予防訪問看護、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申し込みにかかる調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

3. 事業の目的と運営の方針

運営の方針	<p>1. 事業にあたる訪問看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養生活が続けられるように支援します。</p> <p>事業の提供方法などについては、利用者又はその家族に対し理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。</p> <p>2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
目的	<p>田主丸訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）は、介護保険法・健康保険法・後期高齢者医療制度各法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「事業」という）を行っています。適切な訪問看護を提供することで、その方の在宅療養を支援することを目的としています。</p>

4.対象者

対象者	要介護状態又は要支援状態にある方、疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある方で、主治医が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の必要を認めた利用者等（以下「利用者」という。）
-----	--

5.訪問看護の内容

主治医の指示を受けて、ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次の通りです。

- ① 病状・障害の観察及び主治医への報告
- ② 服薬管理、食事指導など
- ③ 褥瘡の予防・処置、創の処置など
- ④ 筋力維持のためのリハビリ・呼吸リハビリ
- ⑤ 認知症患者の看護、薬物管理、家族介護支援
- ⑥ 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導
- ⑦ 医療機器・留置カテーテル等の管理
- ⑧ その他医師の指示による医療処置（注射、点滴等）
- ⑨ ターミナルケア(終末期看護)
- ⑩ 在宅療養のお世話(身体の清拭・洗髪や入浴介助・食事や排泄の介助等)
- ⑪ 医師の包括的指示に基づき、特定行為研修修了した看護師による特定行為

・看護師等（准看護師は除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護同意書を作成し利用者又は、その家族に交付・説明したうえで、指定訪問看護の提供に当たります。看護師が訪問時に提供したサービスの内容を記録します。

この書面の交付により、サービス内容の確認とさせていただきます。

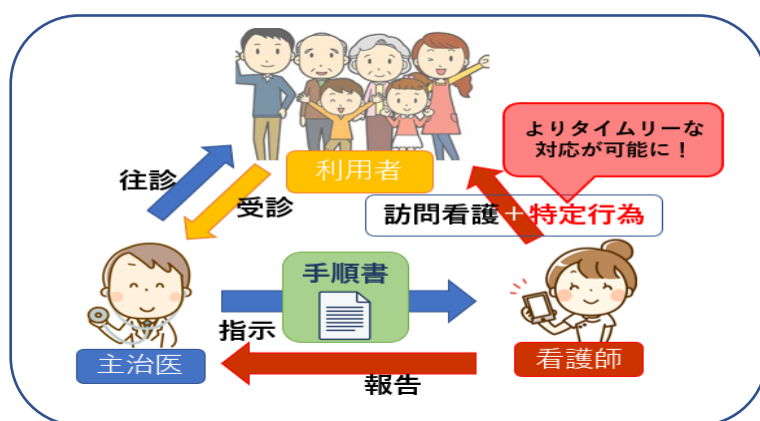
・主治医と連絡を図るため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出します。

●特定行為とは

- ・実践的な理解力、思考力および判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる診療の補助行為のことです。
- ・医師または歯科医師の指示の下、専門の研修を受けた看護師（特定看護師）が一定の医行為（特定行為）を実施することができます。
- ・在宅医療の現場で、この特定行為を活用することで、「治療」と「生活」の両面から利用者様を支えていくことができます。

●在宅で可能な特定行為区分のうち、田主丸訪問看護ステーションで実施可能な特定行為は、以下の○で囲んだ5区分です。

- ㊦. 気管カニューレの交換
- ㊧. 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- ウ. 膀胱ろうカテーテルの交換
- ㊨. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- オ. 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ㊩. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ㊪. 脱水症状に対する輸液による補正



6.営業日時

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月14日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分～午後5時まで ただし、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整えるものとします。

※自然災害や交通状況、また諸事情により、訪問予定日時にお伺いできない場合はステーションより連絡させていただきます。自然災害（地震・水害・大雪・台風等）で交通が寸断した場合には、訪問を中止させていただく事があります。また、災害によりステーションの機能が停止した場合、近隣のステーションと連携し訪問を行います。

＜通常の事業の実施地域＞

久留米市、うきは市の区域とします。ただし久留米市内は田主丸町、大橋町、草野町、善導寺町のみといたします。上記以外の区域においては、相談に応じます。

7. 緊急時及び事故発生時における対応方法

- (1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡し、何らかの処置を必要とする場合はご家族と相談し、病院の受診が適切にできるようにいたします。
- (2) 看護師等は、上記についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医へ報告、管理者から介護事業部部長へ報告いたします。
- (3) その後の経過をよく検討してその原因を究明し、再発防止の対策を講じるとともに再発防止に努めてまいります。

※当事業所は、訪問看護事業賠償責任保険に加入しており法律上の損害賠償義務が発生した場合にも備えています。

8. 虐待防止措置及び身体的拘束等について

当事業所は利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を講じています。

- ① 虐待防止措置及び身体的拘束等の委員会への参加
- ② 虐待防止措置及び身体的拘束等の研修参加

9. サービス提供に関する苦情相談窓口

- (1) 当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口（営業時間内）

田主丸訪問看護ステーション 所長 古賀 慶子	電話 0943-72-3611
------------------------	-----------------

- (2) 下記の機関でも受けることができます。

苦情・相談窓口

久留米市役所 健康福祉部介護保険課	電話 0942-30-9247
うきは市役所 西別館保健課 介護・高齢者支援係	電話 0943-75-4960
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	電話 092-642-7859

10.その他運営についての留意事項

(1) 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備しています。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月間は研修期間とする。
- ② 継続研修 年4～5回は研修に参加する。
- ③ この規定に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守いたします。

11. サービス利用にあたっての禁止事項と契約の終了について

(1) 原則として当日のキャンセルや変更はご遠慮下さい。

緊急時ややむを得ない事情がある場合は相談ください。

(2) サービス提供時の飲食の提供はご遠慮ください。

(3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を終了することもあります。

① パワーハラスメントなどの行為

- ・大声や机や椅子などを叩く・蹴る行為
- ・事業所の職員に対して行う暴言・暴力
- ・サービス提供計画以外の無理なサービスの要求
- ・人格否定や差別的発言、誹謗中傷などの迷惑行為 など

② セクシャルハラスメントなどの行為

- ・サービス提供中不必要に体を触る、手を握る
- ・食事やデートへの執拗な誘い
- ・性的な話や卑猥な言動をする
- ・わいせつな本やビデオを見せる など

③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う行為
また、SNS等に掲載すること

訪問看護サービス契約書（医療保険・労災保険用）

第1条 （契約の締結）

ご利用者さま（以下「甲」という。）、連帯保証人（以下「乙」という。）及び社会医療法人聖峰会田主丸訪問看護ステーション（以下「丙」という。）は、後期高齢者医療保険制度等の関連法令及びこの契約書に従い、訪問看護サービス契約書を締結します。

第2条 （サービスの目的）

丙は甲に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療保険給付の対象サービスとなる訪問看護サービスを提供します。

第3条 （契約期間）

この契約の期間は 年 月 日から甲の終了意思表示がされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第4条 （個別サービス計画等）

丙は、甲の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、甲の訪問看護計画を作成し、計画的にサービスを提供します。

第5条 （サービス提供の記録等）

- 1) 丙は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービスの内容等の必要事項を記入します。
- 2) 丙は一定期間ごとに目標等の達成状況等を記載して前項の「サービス提供記録書」等の記録を作成します。
- 3) 丙は前述の「サービス提供記録書」その他の記録を作成終了後3年間は適正に保管し、甲の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりそのコピーを交付します。

第6条 （利用者負担金及びその滞納）

- 1) サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに前項に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づき定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2) 甲が正当な理由なく丙に支払うべき利用者負担金【償還払いの場合は基本利用料】を2ヶ月間滞納した場合には、事業者は2週間の期間を定め、その期間満了までに利用料を支払わない場合、丙は契約を解除することが出来ます。

第7条 （利用者の解約権）

甲は、事業者に対しいつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第8条 （事業者の解除権）

丙は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、甲や家族の法令違反やサービス提供を阻害する行為又は甲や家族の著しい背信行為により契約を継続する事が困難となった場合に、7日以上予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。この場合、丙は甲の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第9条 （契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。

- 1) 第6条で定める条件が満たされ、かつ丙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 2) 第7条の規定により甲から解約の意思表示がなされたとき。
- 3) 第8条の規定により丙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 4) 次の理由で甲にサービスを提供できなくなったとき
①介護保険施設に入所された場合 ②入院中に在宅生活が困難と判断された場合
③お亡くなりになられたとき
- 5) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合

第10条 （事故時の対応）

丙は、訪問看護サービス実施にあたり甲の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。

第11条 （社会情勢及び天災）

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、丙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合がございます。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、丙の義務の履行が遅延、もしくは不能となった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

第12条 （苦情対応）

- 1) 甲は訪問看護サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2) 丙は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3) 丙は、甲が苦情申し立てを行ったことを理由に不利益な取り扱いをすることはありません。

第13条 （契約外条項など）

- 1) この契約及び後期高齢者医療保険制度等とその他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して甲と丙との協議により定めます。
- 2) この契約書は、後期高齢者医療保険制度等に基づくサービスを対象としたものですので、甲がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約が必要となります。

第14条 （秘密保持義務）

- 1) 丙は、業務上知りえた情報を管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとします。
- 2) 丙は、受領した情報を甲乙合意の目的以外に使用してはならないこととします。
- 3) 丙は、甲の同意がない限り、役員、従業員などで機密情報を知る必要のある者に開示する場合、法令に定める場合及び訪問看護サービス計画に記載された事業者の開示する場合を除き、第三者に対して利用者の情報を開示してはならないこととします。

第15条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲、乙及び丙の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

年 月 日

甲：住所 _____

氏名 _____ ㊟

家族及び代理人

氏名 _____ ㊟

続柄 _____

乙：住所 _____

連帯保証人

氏名 _____ ㊟

丙：住所 福岡県久留米市田主丸町益生田 892 _____

氏名 田主丸訪問看護ステーション 理事長 鬼塚 一郎 ㊟

訪問看護サービス契約書（介護保険用）

第1条 （契約の締結）

ご利用者さま（以下「甲」という。）、連帯保証人（以下「乙」という。）及び社会医療法人聖峰会田主丸訪問看護ステーション（以下「丙」という。）は、介護保険法等の関連法令及びこの契約書に従い、訪問看護サービス契約書を締結します。

第2条 （サービスの目的）

丙は甲に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付及び予防給付の対象サービスとなる訪問看護サービスを提供します。

第3条 （契約期間）

この契約の期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。上記の契約期間満了日の7日前までに甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。契約期間は、甲の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

第4条 （個別サービス計画等）

丙は、甲の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、甲の訪問看護計画に沿って、計画的にサービスを提供します。

第5条 （サービス提供の記録等）

- 1) 丙は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービスの内容等の必要事項を記入します。
- 2) 丙は一定期間ごとに目標等の達成状況等を記載して前項の「サービス提供記録書」等の記録を作成します。
- 3) 丙は前述の「サービス提供記録書」その他の記録を作成終了後2年間は適正に保管し、甲の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりそのコピーを交付します。

第6条 （利用者負担金及びその滞納）

- 1) サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに前項に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づき定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2) 甲が正当な理由なく丙に支払うべき利用者負担金【償還払いの場合は基本利用料】を2ヶ月間滞納した場合には、事業者は2週間の期間を定め、その期間満了までに利用料を支払わない場合、丙は契約を解除する旨勧告をすることが出来ます。
- 3) 前項の勧告をしたときは、甲は訪問看護計画を作成した事業者と協議し、甲の日常生活を維持する見地から、訪問看護計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4) 事業者は前項に定める協議等の努力を行いつつ第2項に定める期間が満了した場合はこの契約を解除することができます。

第7条 （利用者の解約権）

甲は、事業者に対しいつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第8条 （事業者の解除権）

丙は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、甲や家族の法令違反又はサービス提供を阻害する行為又は甲や家族の著しい背信行為により契約を継続する事が困難となった場合に、7日以上予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。この場合、甲は訪問看護計画を作成した事業者はその旨を連絡します。

第9条 （契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。

- 1) 第6条で定める条件が満たされ、かつ丙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 2) 第7条の規定により甲から解約の意思表示がなされたとき。
- 3) 第8条の規定により丙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 4) 次の理由で甲にサービスを提供できなくなったとき
①甲が要介護認定、要支援認定を受けられなかったとき ②甲が死亡したとき

第10条 （事故時の対応）

丙は、訪問看護サービス実施にあたり甲の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。

第11条 （社会情勢及び天災）

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、丙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合がございます。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、丙の義務の履行が遅延、もしくは不能となった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

第12条 （苦情対応）

- 1) 甲は訪問看護サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2) 丙は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3) 丙は、甲が苦情申し立てを行ったことを理由に不利益な取り扱いをすることはありません。

第13条 （契約外条項など）

- 1) この契約及び介護保険法とその他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して甲と丙との協議により定めます。
- 2) この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、甲がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約が必要となります。

第14条 （秘密保持義務）

- 1) 丙は、業務上知りえた情報を管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとします。
- 2) 丙は、受領した情報を甲乙合意の目的以外に使用してはならないこととします。
- 3) 丙は、甲の同意がない限り、役員、従業員などで機密情報を知る必要のある者に開示する場合、法令に定める場合及び居宅サービス計画に記載された事業者に開示する場合を除き、第三者に対して

利用者の情報を開示してはならないこととします。

第 15 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲、乙及び丙の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

年 月 日

甲：住所 _____

氏名 _____ ⑩

家族及び代理人

氏名 _____ ⑩

続柄 _____

乙：住所 _____

連帯保証人

氏名 _____ ⑩

丙：住所 福岡県久留米市田主丸町益生田 892 _____

氏名 田主丸訪問看護ステーション 理事長 鬼塚 一郎 ⑩